

サッカーゴール転倒予防における設置と保存の管理法

舟橋 明男

目 的

サッカーのゴールが転倒して、死亡したり、傷害を受けたりする事故がみられる¹⁾。転倒したケースは、ゴールを移動している過程で発生するか、ゴールの前面上部のバーにぶら下がるなどの遊びの中で起こっている²⁾。

本学におけるサッカーゴールの現状からみても、その危険性はあると考えられる。そこで、本研究の目的は、本学サッカーゴールの現状から、転倒を予防するための設置と保存の管理法を明らかにしようとしたものである。

方 法

著者は平成15年度及び16年度の各後学期に、実技サッカーを基盤にした「スポーツ科学演習」を担当した。そこでの経験を中心に行っている。

結 果

1 サッカーゴールの新規購入

平成15年度の担当時には、陸上競技のフィールドに、サッカーゴールが2対設置されていた。フィールドの南側に置かれていたゴールの各ア

ングル（角）は金属が腐食して、土砂に接しているところは離断していた。

そこで、平成16年度の予算要求が通り、新規のゴール1対が購入され、腐食していたサッカーゴールは廃棄された。

2 新規設置のサッカーゴールに打ち込み杭がなかった。

そこで文書で現状の報告と善処願いを掲出した。それはただちに、現状視察が行われ、鉄製の杭が打ち込まれた。

3 2対のサッカーゴールには杭が打ち込まれる。

フィールドの中央部に設置された新規のサッカーゴール1対及び今までフィールド中央部に置かれていたサッカーゴール1対は南側のミニコートに移され、ともに打ち込み式の杭で側部各2カ所止められた。

4 2週間後には打ち込み杭が一部、抜かれた状態

2対のサッカーゴールへの打ち込み杭の設

置後、2週間後の状況は、打ち込み杭の一部が抜かれ、サッカーゴールの周辺に放置されていた。直ちに、報告書を作成し、要望と提案を記述して、善処方を依頼した。その内容の一部は、次の通りであった（一部修正）。

「上記に関する11月17日と本日の24日の状況を報告いたします。

2台の新ゴールに金属棒で逆J型をした固定杭が1台につき、2本が打ち込まれていたのですが、17日1限時には、いずれも手で抜ける状態になっております。北のゴールの1本は抜かれて、30mほど離れたところに放置されているのを見つけ、ゴールの傍らに置いておきました（24日）。

また、旧ゴール1対の西ゴールの杭は2本とも抜かれて、すぐ側に置いてありました。東の分は見あたりません。

以上が現状報告です。

せっかく設置した固定杭が役に立たない状態になっているのは、ゴールを移動させたあと、再び固定杭を打ち込まなかったためと推測されます。

移動させることは、問題ないにしても、安全のためには、設置初期の状況に回復させておくことが、重要ではないかと思われま

そこで要望と提案です。

- 1 もう一度、4台のゴールに固定杭を打っていただくこと。
- 2 打ち込むところは、力学的には後ろのバーの両端2カ所が適当だと考えます。
- 3 移動先でも杭が行方不明にならないために、鎖でつないでおく方法を採用したら、ど

うでしょうか。

- 4 移動先で杭を打ち込むために、堅い木製の槌をサッカーのかごに取り外しのきくようにして、つけておいたら、どうでしょうか？
- 5 移動させる可能性のある団体に、趣旨と方法を知らせておいたら、と思います。
- 6 このような器具や施設の保存状態を管理する方法として、安全点検票がよく用いられます（既にお持ちかと思いますが）。毎日しなければならないものもありますし、週に3回程度のものもあります。サッカーゴールでは月水金の3回が適当かと思

点検内容は具体的なのが大切で、ゴールであれば「1 サッカーゴールの固定用くいは打ち込まれているか？」「2 固定用くいは引っ張っても抜けたりしないか？」「3 ゴールのビスは緩んでいないか？」「4 ブラ下がって遊んだ様子はないか？」の4項目から始め、問題に気がついたときに増やしていく方法でよいと思われま

点検結果がNOであれば、その対応マニュアルを作成しておく必要があります。」

これらの報告と提案は現在（2004年12月）検討されている。

考 察

- 1 球技のゴールは転倒する。

本研究の対象にしている、本学に設置をしたサッカーゴールは、形状や重量から見ても、

置かれているときには転倒など起こりそうにないように思われる。しかしながら、現実には起こっているのである。最も起きやすいのは、サッカーゴールを移動させようとして、ゆっくりと前面側に傾けはじめたとき、重心が支点の垂直線を越えた時点から、制御できなくなり、急激に転倒し始める場面である。それを受け止めようと待ち構えていた人々に倒れかかり、下敷きになることによって外傷や死亡に至る傷害が発生している。

2 指導者の管理下でない場面では、サッカーゴールの転倒による事故が多い。

その事例として、鹿児島地裁に起こされた損害賠償請求事件¹⁾を取り上げた。

- 1) 鹿児島県国分市で平成6年5月28日(土)午後1時30分ころ、国分中学1年生サッカー部員が市営多目的広場に置かれていたサッカーのゴールが倒れたために、部員のひとりが下敷きになった。救急車で国分生協病院に搬送されたが、腹腔内出血により死亡している¹⁾。
- 2) この事故は次のような場面で発生している。在籍している中学校のいつも使用しているグラウンドが教師不在のため、使用できなかった。そこで、代わりに、市営の広場で、一般公開前のため、立ち入り禁止を承知しながら、その市では初めて作られた全面芝生の広場に、サッカーゴールも置いてあったので、そこを使ってサッカーをしようとした。ゴールを練習するのに都合のよいように動かしたところ、

ゴールが転倒した。サッカーゴールの動かしかたに問題があったにしろ、被害者に不注意があったにしろ、サッカーゴールが倒れていることは事実である。

- 3) 本学のサッカーゴールを使って、中学生などが遊んでいるのを著者自身目撃したことはないが、キャンパスへの出入り、グラウンドへの立ち入りが自由なことなどから、サッカーゴールを動かそうとして、転倒する可能性がないとはいえない。
- 4) この広場は本件の事故当時、「立ち入り禁止の看板もロープもなく、巡視等がない時間帯に同広場に立ち入る者がいた場合でも、それを阻止することができる状況にはなっていなかった」のは本学のサッカーゴールがおいてあるグラウンドも同様である。
- 5) 判決文では保管状況に言及して、「地面に接するパイプ部分に杭を打ち込んで固定することも」していなかったことに注目している。そこで「本件(サッカー)ゴールを保管する被告は、同ゴールの転倒による危険が生じないように、立てた状態であればもちろん、倒しておく場合でも、地面やフェンス等に金具等で固定して保管しておく必要があった」と、サッカーゴールの設置と保管に瑕疵があったと記している。

同様の事故例は、設置には「四隅の脚の部分に鉄杭を打ち込んで地面に固定し容易に動かない状態にしていたのであるが、本件事故の二週間程前に被告学園校庭において運動会

が行われた際、杭を抜いてサッカーゴールを移動し、運動会終了後これを元の位置にも戻したものの、杭を打たずにそのまま放置していたこと」から、設置・保存に瑕疵があったと断定している²⁾。

サッカーゴールが転倒しているにもかかわらず、その原因が当事者の主張する原因では倒れないとして、設置・管理者に設置・保存の瑕疵がないとした判例も見られる³⁾。

3 予防の継続には、予見能力の学習と、明確で共有化したシステムが必要

本学では現在までに類似の事故は起こっていない。それにはハンドボールのゴールに見るように、コートがフェンスで囲まれ、出入り口の扉に施錠されていることから、ハード面とソフト面が整っているからであろう。

しかしながら、管理担当者がその部署を離れたり、授業者が変更した場合には、良き伝統が継承されない例が多い。そのわずかな隙に事故は発生しやすい。そのために設備、施設の点検をし、票に記入し、一覧表を作成しておくことが重要になる。多くの例は事故が起きてから総点検が2～3年の間、熱心に行

われる⁴⁾。

点検項目を作成するには、事故の予見能力を高める研修が必要である。スポーツの施設にはいずれも潜在的危険を持っており、その場で「危険予知トレーニング」「ツール・ボックス・ミーティング」⁵⁾を用いることも有効である。

文 献

- 1) 鹿児島地裁，平成6年（ワ）第1292号，損害賠償請求事件，判例タイムス916号104頁
- 2) 岐阜地裁，昭和57年（ワ）第532号，損害賠償請求事件，判例時報1187号110頁
- 3) 札幌地裁，平成14年（ワ）第27号、損害賠償請求事件，最高裁判所ホームページ
- 4) 平成7年10月5日，A小学校でサッカーゴールの転倒事故が起きて，その後，A小学校では総点検を行っている。参考：東京地裁，平成8年（ワ）第16471号，損害賠償請求事件，判例時報1640号143頁
- 5) 河野龍太郎，医療におけるヒューマンエラー，医学書院（2004）